

令和 2 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 2 年 12 月 15 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号)

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第10号）	P 3
2	令和2年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	P 4
3	令和2年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第3号）	P 4
4	令和2年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）	P 5
5	令和2年度さくら市下水道事業会計補正予算（第2号）	P 5
6	さくら市監査委員の選任同意について	P 6
7	議案説明資料 参照法令等	P 7

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、予算 5 件及び選任同意 1 件であります。

追加議案第 1 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）に 1,376 万 4 千円を追加し、予算の総額を 242 億 9,113 万 1 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金 1,976 万円、ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金 11 万 7 千円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 611 万 3 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、3 款民生費で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費 1,987 万 7 千円を追加し、計上いたしました。

また、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 2 号は、令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 5 万 3 千円を減額し、予算の総額を 4 億 2,274 万 1 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で一般会計繰入金 5 万 3 千円を減額、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 3 号は、令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）から 14 万円を減額し、予算の総額を 33 億 539 万 8 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で職員給与等繰入金 14 万円を減額、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 4 号は、令和 2 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款水道事業費用で、既決予定額から 10 万 8 千円を減額し、総額を 8 億 1,317 万 1 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額から 3 万 1 千円を減額し、総額を 8 億 4,095 万円とするものであります。

追加議案第 5 号は、令和 2 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額から 8 万 9 千円を減額し、総額を 9 億 5,345 万 4 千円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額から 7 万 7 千円を減額し、総額を 9 億 8,266 万 6 千円とするものであります。

追加議案第 6 号は、さくら市監査委員の選任同意についてであります。

本案は、議会議員から選任される監査委員として石岡祐二氏^{いしおかゆうじ}が最も適任であると考え、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、その選任について議会の同意を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 略
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

〔監査委員の設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる

〔選任及び兼職の禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあつては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とする。